

1 保育の必要性の認定（支給認定）について

新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育サービスを就学前の子どもが利用する場合、その保護者は事前に認定の申請を行い、「**保育が必要なこと**」の認定を受け、支給認定証が交付されることとなります。

【認定の区分】

年齢区分	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業（原則）
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
2号認定（保育短時間）			
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
3号認定（保育短時間）		地域型保育事業	

※ ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園等を利用することは可能です。

※ 宮城野保育園の私的契約児として入所希望の子どもについては、1号認定を受けて保育園を利用することとなります。なお、箱根恵明学園及び強羅暁の星園に在籍の子どもについては、認定不要です。

2 保育認定の基準について

現行：児童福祉法第24条第1項の規定により、箱根町保育の実施に関する条例で保育の実施基準を規定

新制度：保育の必要性の認定にあたり、国が以下の3点について認定基準を策定

- ①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」：保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分
- ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※ 国での検討においては、それぞれの基準等は、現行制度や各市町村の運用の実態等を勘案しながら検討する必要があることや、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないように、留意が必要とされています。

3 基準の制定が必要な項目

子ども・子育て支援法施行規則において、**市町村は48時間から64時間までの範囲内で月を単位に就労時間の下限を定めること**とされています。それ以外の項目については、本町の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため、国の基準を箱根町の基準とするものとします。

4 施行期日

子ども・子育て支援法施行規則の施行の日とします。（平成27年4月1日）

保育の必要性の認定に関する基準（案）

項目	国基準	本町基準（案）
<p>保育の必要量</p> <p>※ 理由 1</p>	<p>2 区分</p> <p><保育標準時間></p> <p>1 日 11 時間までで、1 か月あたり平均 275 時間（最低 212～最大 292 時間）を基本とする。</p> <p>就労時間の下限は、1 週あたり 30 時間程度</p> <p><保育短時間></p> <p>1 日 8 時間までで、1 か月あたり平均 200 時間（最大 212 時間）を基本とする。</p> <p>就労時間の下限は、1 か月あたり 48 時間以上 64 時間以下で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする</p>	<p>2 区分</p> <p><保育標準時間></p> <p>1 日 11 時間までで 1 か月あたり平均 275 時間（最低 212～最大 292 時間）。</p> <p>就労時間の下限は、1 週あたり 30 時間程度</p> <p><保育短時間></p> <p>1 日 8 時間までで 1 か月あたり平均 200 時間（最大 212 時間）。</p> <p><u>就労時間の下限は、1 か月あたり 64 時間とする</u></p>
<p>優先利用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、措置制度を併せて活用。 ・「優先利用の対象として考えられる事項については、以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等） ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 保護者が障がいをもつ場合 ⑥ 育児休業明け <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設 	<p>国の対応方針（案）のとおりに</p>

	<p>を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳までの育児休業を取得しており、復帰する場合 ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他町長が定める事由 	
<p>保育の必要性の事由</p>	<p>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む） ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病・障がい ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護） ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校での職業訓練を含む） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 	

※ 理由 1

保育短時間の就労時間の下限については、現行の箱根町保育所入所基準の入所要件は3歳未満児「1日につき6時間以上、かつ、週4日以上（96時間）」、3歳以上児「1日につき4時間以上、かつ、週4日以上（64時間）」となっているが、3歳以上児の時間数を引き継ぎ、全年齢1か月あたり64時間（4時間/日×4日×4週）とする。